令和８年度　個人市民税･個人県民税・森林環境税のしおり

1　個人市民税･個人県民税･森林環境税とは

（1）　令和８年１月１日現在、米沢市にお住まいの方に対して令和７年中（令和７年1月1日～令和７年12月31日）の所得に応じて課税されます。

（2）　令和８年１月２日以降に市外に転出された場合も、令和８年度は米沢市で課税となります。転出先の市区町村では課税されません。

（3）　個人市民税・個人県民税には、税額が一律の「均等割」と所得に応じて税額を算出する「所得割」の２種類あります。森林環境税は、均等割額に併せて年額1,000円が課税されます。

令和８年度の税制改正の詳細について、市のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。
サイト内キーワード
税制改正

2　税額の計算　　＊分離課税分は除きます。

（1）　「均等割」は、令和７年中の所得金額と扶養親族の人数等(※)によって、課税か非課税かが決まります。税額は個人市民税3,000円、個人県民税2,000円、森林環境税1,000円で、年税額6,000円です。

（2）　「所得割」は、次のように決まります。令和７年中の所得金額から所得控除額を差し引いたものが課税標準額となり、これに税率をかけて、税額控除等を差し引いたものが所得割の税額になります。

（3）　所得が次の金額以下の場合は課税されません。…①均等割 28万円×(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の人数(※))＋10万円＋17万円　(扶養親族がいない場合　38万円)
②所得割 35万円×(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の人数(※))＋10万円＋32万円　(扶養親族がいない場合　45万円)
③森林環境税 28万円×(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の人数(※))＋10万円＋16.8万円　(扶養親族がいない場合　38万円)

※16歳未満の場合は、扶養控除の対象にはなりませんが、扶養親族の人数には含みます。

所得金額 － 所得控除額 ＝ 課税標準額（1,000円未満切捨て）

課税標準額 × 個人市民税税率(６%) － 税額控除等 ＝ 個人市民税所得割 ＋ 個人市民税均等割額 ＝ 個人市民税

課税標準額 × 個人県民税税率(４%) － 税額控除等 ＝ 個人県民税所得割 ＋ 個人県民税均等割額 ＝ 個人県民税

個人市民税 ＋ 個人県民税 ＋ 森林環境税 ⇨ 個人市民税＋個人県民税＋森林環境税の合計額

所得金額　収入金額から、必要経費を差し引いた金額です。営業、農業など種類ごとに求めます。給与収入・公的年金収入は、定められた計算で算出します。

所得控除

雑損控除　(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の合計－5万円)のうちのいずれか多い方の金額

医療費控除　医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)
※ 限度額は200万円
◇セルフメディケーション税制
スイッチOTC医薬品購入費の実質負担額－12,000円
※ 限度額は88,000円

社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除　支払金額

生命保険料控除

(1)新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)のみの場合
12,000円以下…支払保険料等の全額
12,000円超～32,000円以下
…支払保険料等×1/2＋6,000円
32,000円超～56,000円以下
…支払保険料等×1/4＋14,000円
56,000円超……一律28,000円

(2)旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)のみの場合
15,000円以下…支払保険料等の全額
15,000円超～40,000円以下
…支払保険料等×1/2＋7,500円
40,000円超～70,000円以下
…支払保険料等×1/4＋17,500円
70,000円超……一律35,000円

(3)新契約と旧契約の両方がある場合
新契約のみ生命保険料控除を適用
…(1)に基づき算出した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用
…(2)に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の両方の控除を適用
…(1)に基づき算定した控除額と(2)に基づき算定した控除額の合計額（最高28,000円）

地震保険料控除

	〔支払金額〕	〔控除額〕
地震保険料	50,000円以下 …	支払金額の1/2
	50,000円超 …	25,000円
旧長期契約	5,000円以下…全額	
	5,000円超～15,000円以下	…支払金額の1/2＋2,500円
	15,000円超……10,000円	

地震保険、旧長期契約の両方がある場合、限度額は25,000円

障害者控除

その他	26万円
特　別	30万円
同居特別	53万円

ひとり親控除　30万円

寡婦控除　26万円

勤労学生控除　26万円

基礎控除

合計所得金額	
2,400万以下	43万円
2,400万超2,450万以下	29万円
2,450万超2,500万以下	15万円
2,500万超	適用なし

配偶者控除

	納税義務者の合計所得金額		
	900万以下	900万超950万以下	950万超1,000万以下
控除対象配偶者（一般）	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者（老人）	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万以下	900万超950万以下	950万超1,000万以下
58万超95万以下	33万円	22万円	11万円
95万超100万以下	33万円	22万円	11万円
100万超105万以下	31万円	21万円	11万円
105万超110万以下	26万円	18万円	9万円
110万超115万以下	21万円	14万円	7万円
115万超120万以下	16万円	11万円	6万円
120万超125万以下	11万円	8万円	4万円
125万超130万以下	6万円	4万円	2万円
130万超133万以下	3万円	2万円	1万円

扶養控除

一　般	33万円
老　人	38万円
特　定	45万円
同居老親等	45万円

特定親族特別控除

特定親族（19歳以上23歳未満）の合計所得金額	
58万超85万以下	45万円
85万超90万以下	45万円
90万超95万以下	45万円
95万超100万以下	41万円
100万超105万以下	31万円
105万超110万以下	21万円
110万超115万以下	11万円
115万超120万以下	6万円
120万超123万以下	3万円

税額控除

調整控除

(1)合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか小さい額の5%(個人市民税3%、個人県民税2%)に相当する金額
①右表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表「金額」欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

(2)合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(個人市民税3%、個人県民税2%)に相当する金額
①右表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表「金額」欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
※合計所得金額が2,500万円以下の場合適用

控除の種類		納税義務者の合計所得金額 900万以下	900万超950万以下	950万超1,000万以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
障害者控除	その他	1万円		
	特　別	10万円		
	同居特別	22万円		
寡婦・ひとり親（父）控除		1万円		
ひとり親（母）控除		5万円		
勤労学生控除		1万円		
扶養控除	一　般	5万円		
	特　定	18万円		
	老　人	10万円		
	同居老親等	13万円		
基礎控除		5万円		

配当控除

種類＼課税所得金額	1千万円以下の部分 個人市民税	1千万円以下の部分 個人県民税	1千万円超の部分 個人市民税	1千万円超の部分 個人県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	個人市民税	個人県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和７年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①から②を控除した金額と前年分の所得税に係る課税総所得金額等（※1～3）に相当する額のいずれか小さい額に下欄の割合を乗じた額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）
※1 居住開始年月が平成21年1月1日～平成26年3月31日
…｛所得税の課税総所得金額等＋（所得税の基礎控除額－４８万円）｝×5%（最高97,500円）
※2 居住開始年月が平成26年4月1日～令和3年12月31日
…｛所得税の課税総所得金額等＋（所得税の基礎控除額－４８万円）｝×7%（最高136,500円）
※3 居住開始年月が令和4年1月1日～令和7年12月31日
…｛所得税の課税総所得金額等＋（所得税の基礎控除額－４８万円）｝×5%（最高97,500円）
所得税の基礎控除額－４８万円が0円未満の場合は0円とする

個人市民税	3/5	個人県民税	2/5

寄付金税額控除

((①～④の寄附金の合計額)－2,000円) × 個人市民税　6%／個人県民税　4%

①都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金 …(注1)
②住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
③都道府県・市町村が条例で指定する寄附金
④ワンストップ特例該当者 …(注1・2)
※　控除対象限度額は総所得金額等の30%

(注1)①又は④は、以下の特例控除を加算
(所得割額の２割が限度)
((①－2,000円) × 下記(A)に定める割合 × 個人市民税　3/5／個人県民税　2/5

(注2)④の場合、所得税における控除に代えて以下の申告特例控除を加算
特例控除額 × 下記(B)に定める割合 × 個人市民税　3/5／個人県民税　2/5

課税総所得金額－人的控除差調整額－(所得税の基礎控除額－４８万円) ※所得税の基礎控除額－４８万円が0円未満の場合は0円とする			割合（A）	割合（B）
0	～	1,950,000円	100分の84.895	84.895分の5.105
1,950,001	～	3,300,000円	100分の79.79	79.79分の10.21
3,300,001	～	6,950,000円	100分の69.58	69.58分の20.42
6,950,001	～	9,000,000円	100分の66.517	66.517分の23.483
9,000,001	～	18,000,000円	100分の56.307	56.307分の33.693
18,000,001	～	40,000,000円	100分の49.16	
40,000,001円	～		100分の44.055	